

和田委員提出資料

2011（平成23）年8月22日

法曹養成制度検討プロジェクトチーム中間とりまとめ（メモ）

事務局長 前川清成

1 法科大学院制度に関して、抜本的な見直しが必要であること。

- (1) 小泉内閣が推し進めた「司法制度改革」は、日本版ロースクールである法科大学院を創設した上で、その修了者の7、8割が「新司法試験」に合格することを想定していたにもかかわらず（平成13年6月12日、司法制度改革審議会意見書 P.67）、総じて法科大学院における教育内容は不十分と言わざるを得ず、この結果、司法試験合格率は25.4パーセントと低迷している（平成22年度）。また法科大学院74校のうち17校、すなわち約4分の1の法科大学院においては、その修了者の司法試験合格率が1割に満たない。

これに伴い、法科大学院志願者数も平成16年度は7万2800人、志願倍率13.0倍に達したものの、平成23年度は2万2927人、志願倍率5.1倍と、志願者数において約4分の1、志願倍率において約3分の1程度にまで落ち込んでいる（平成23年8月11日、法務省配布資料5）。

法曹を志す者がかくも減少してしまったなら、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する」（上記司法制度改革審議会意見書 P.11）ことは到底不可能になってしまう。

- (2) 司法試験合格後、司法修習を経て、「考試」、いわゆる「二回試験」に合格してようやく法曹資格を取得し得るところ、その不合格者は、従前は毎年1、2名程度に過ぎなかった。

ところが、法科大学院修了者の第1期生である新60期においては1055名中76名が不合格となり、その後も新61期は113名、新62期は7

5名、新63期は90名と、法科大学院創設以前に比して激増している。

- (3) これら客観的状況に照らせば、「司法制度改革」の意図した「法科大学院を中核とした法曹養成制度」が蹉跌を来したことは明らかであり、当プロジェクトチームにおいては、引き続き、かつ早急に「法科大学院を中核とした法曹養成制度」の検証と、抜本的な見直しを行う。

2 経済的弱者に対しても司法試験受験の機会を保障すること。

- (1) 1において述べた通り法科大学院が十分な教育内容を確保できていないにもかかわらず、司法試験を受験するには、原則として法科大学院を修了しなければならないこととなったが、法科大学院で原則である3年間学ぶには、学費だけでも、平均して、国立においては271万1088円、私立においては427万8817円を要する（平成23年8月18日、文部科学省配布資料6）。したがって、経済的に困難な立場にある者に限らず、法曹を志す者にとっては、この学費こそが最大の経済的障壁となっている。
- (2) このように法科大学院を修了するには多額の学費を要するため、司法修習修了者のうち48.3パーセントの者が奨学金の貸与を受けており、平均貸与額合計は347万円にも達する（平成23年8月18日、法務省配布資料3）。しかも、奨学金は「借金」にほかならないから、万一司法試験に合格できなかった場合（現実には1(1)で述べた通り受験者の約75パーセントが不合格となる）、不合格者の「再スタート」を阻害してしまう。
- (3) したがって、引き続き法科大学院修了を司法試験受験資格とするのであれば、法曹を志す者に対して「機会の平等」を保障し、司法試験の「公平性」、「開放性」を確保するために、法科大学院の学費を大幅に引き下げるべく、国は法科大学院生あるいは法科大学院に対して、思い切った多額の財政支援を実施すべきである。

しかるに、我が国の財政が極めて厳しい状況にあることは、今さら指摘するまでもない。よって、仮に財政的な制約によって(3)記載の財政的支援を実施できないのであれば、法科大学院修了を司法試験受験資格とすることを見直すべきである。1において指摘した通り法科大学院が期待された教育効

果を上げていないにもかかわらず、法曹を志す者に対して法科大学院での勉強を強制する合理的な理由はない。

そもそも法曹には多種多様な人材が求められるのであるから、司法試験の「勉強方法」も法科大学院に統一、画一化する理由は見当たらない。法科大学院で学ぶ者もあれば、経済的な事情等で独学する者など、司法試験合格水準へ達するための勉強方法も多種多様であってよい。

3 「貸与制」か、「給費制」かが本質ではないこと。

司法修習生に対して、修習期間中に給与を支払うか、あるいは、生活費を貸与するか、いわゆる「給費制」か「貸与制」か、いずれが適当であるかは、現在の法曹養成制度における本質的課題ではない。「給費制」維持論者は「給費制が廃止されたなら、カネ持ちの子どもでないと弁護士になれない」と主張するものの、2(1)で述べた通り司法試験を受験するには法科大学院を修了しなければならないこと、法科大学院を修了するには多額の学費を要することが、法曹を志す者にとっては、最大の経済的負担である。「カネ持ちの子ども」でない者にとっては、晴れて司法試験に合格した後に、生活費を「もらえるか」、「貸してもらえるか」よりも、司法試験受験の資格を得るために要する法科大学院の学費こそが障壁であり、「カネ持ちの子どもでなければ弁護士になれない」社会を否定するためには、法科大学院の学費の負担を解決しなければならない。「貸与制」か否かは、法曹への切符をほぼ手中に収めた者にとって、その経済的な負担がさらに増加するか否かの、いわば副次的な問題である。したがって、今般、私たちは「貸与制」に関して、とりあえずの結論を得るに至ったものの、引き続き本質的な課題、すなわち法科大学院制度や、経済的弱者に対しても司法試験受験の機会を保障する方策、加えて「予備試験」の内容や、「回数制限」の緩和、司法修習制度の期間、司法試験合格者数、さらには我が国において法曹が果たすべき役割など、法曹養成制度全般の抜本的な検証と、検討を行い、早期に見直しに着手すべきである。

特集

学者教員から「それは予備校主義だ。」と拒否された
そうである。

- (3) さらに、別の法科大学院では、受験指導をするなどという文科省に忠実であるべきだとして、とくに学者教員から、自学自習の名の下に、司法試験に合格するための準備は学生が勝手にやるべきだということが強調されている、という話である。

これらの例は、法科大学院では決して珍しくないことと思われる。学生としては、新司法試験に合格しなければ法曹になれないということが前提で法科大学院に入学したのに、法科大学院で新司法試験に対応した教育をしてくれないのであれば、何のための法科大学院かと思うのも、当然のことであろう。法科大学院の学生や修了生(新司法試験受験生)は、立場上あるいは時間的余裕のなさから声を上げにくく、また合格者は、当然ながら法科大学院の問題点を過小に見る傾向があると思われるため、私は、誰かが社会的に声を上げる必要があるものと考えていた。

弁護士

和田 吉弘

法科大学院教育の真の充実を願って

1 いくつかの例と問題の所在

私は、これまで複数の法科大学院の教育に携わってき、種々の出来事を見聞きしてきた。初めに、その中から少し例を挙げさせていただく。

- (1) ある法科大学院では、1年次の基本科目で、ある学者教員が自分の好む分野に重点を置いた授業を行い、学生に基礎的な学力を付けさせなかったため、学生らは、2年次にその科目の演習科目を担当した実務家教員から、「お前らは何を勉強してきたんだ。」とひどく怒鳴られたそうである。学生からすれば、同じ法科大学院でなぜ連携の取れた教育をしてくれないのか、と大きな疑問を感じたそうである。
- (2) また、別の法科大学院では、ある学者教員が実務から遠い自分の研究分野を集中的に取り上げ、レポートの課題もそこから出題されて学生にとって大きな負担となったため、勉強熱心な真面目な学生らが、学者教員の関心に偏らない授業を要望したところ、その

2 投稿記事

私は、2010年7月17日の朝日新聞(朝刊)に、「学者教員のあり方を見直せ」と題する投稿を載せていただく機会を得た。要約すれば、法科大学院で充実した教育が行われていない事態の背景として、とくに、①法科大学院の多くの学者教員が司法試験を受けたことがなかったり、合格していなかったり、司法修習を受けていなかったりしているので、法曹養成の教育者として十分機能していないのではないかということと、②文科省が、司法試験予備校を敵視して、法科大学院でも答案練習等の受験指導をすることを禁止しているのは不合理ではないかということ、指摘させていただいたものである。

3 学者教員による教育の問題点

上の①の、養成する側の多数が、養成される側がその後受けるべき経験を経っていないという事情は、わが国の医学部やアメリカの法科大学院等には見られないものである。法曹養成の過程を経験していない学者教員は、自己の狭い専門分野についてとくに外国法を研究対象としている人が多く、法科大学院の学生に対して自己の専門分野について過度な要求をしてしまい、結局、教育の実が挙がらないことにつながっているように思われる。これは、個々の教員の責任というよりも、制度に無理があるためであり、税金を

特集

投入している制度として国民の支持も得られないであろう。

学者教員が担当している基本科目の教育が十分な成果を挙げていないことは、未修者コースの修了生の司法試験合格率が既修者コースの半分であることにも表れている。既修者の定員を多くして合格率を高めようとした法科大学院もあるが、それは、初学者教育を予備校等に任せただけで、法科大学院での初学者教育の貧弱さが前提となっている。

なお、もちろん法曹養成の過程を経験していない学者教員でも教育力があり教育熱心な人もいるが、私の経験からは、そうした学者教員はごく少数であり、多くの学者教員はそうではないと言わざるをえない現実がある。また、学生の中に、全くの受け身で新司法試験で出そうなどころだけ教えると言わんばかりの者が増えているとも言われているが、むしろ多くの学生は真面目に努力しようとして法科大学院に入学しているように思われる。

4 予備校敵視・受験指導禁止の問題点

上の②については、①とリンクしているのである。文科省は、法曹養成の過程を経験していない学者教員の考えに従って動いているものと思われる。

もちろん、投稿記事にも書いたように、予備校によっては、思考力を身に付けさせるというよりも、本試験での出題を予想しその答案例を暗記させるというような教育も行われたようであり、そうであればそうした学習をさせまいとすることにも合理性はあろう。しかし、新司法試験に合格しない限り法曹にはなれないのであるから、(単なる暗記ではなく)そのための知識や思考力を十分に身に付けさせて合格に導くことは、法曹養成の重要な使命であると思われるのである。医学部では、医師の国家試験のための受験指導は当たり前になっているようであるし、また、文科省の態度は、高校以下についての塾に対する敵視政策をやめたこととも一貫しない、と言わざるをえない。

私は、以前から専任の大学教員として法曹養成に大きな関心を持っていたため、法科大学院制度の創設前、法科大学院での授業の先取りのつもりで、思考力を身に付けさせるような教育をしようと予備校でも授業をしたことがあるが、それを聞いたある高名な大学教員から、学に志す者にあるまじき行為であると批難されたことがある。また、思考力のある法曹を育てたいとの一心で、私の微力ながら持てる力の限界を出し切ってある本を書いたことがあるが、出版元が予備校であったことから、学者教員からは無価値とさ

れているようである。しかし、内容を一切問わず、予備校で授業をしたというだけで批難され、予備校による出版というだけで無価値とされるのも、おかしな話である。

ところで、上の②に関しては、法科大学院の苦悩にも触れておきたい。文科省は、かつては、法科大学院に対し、司法試験の科目にない外国法や法曹倫理教育の重視を奨励したり、司法試験から離れた各法科大学院の独自性を求めたりしていたのに、法務省等から法科大学院修了生のレベルの低下が指摘されるようになって、急に司法試験合格率を問題にして合格率の低い法科大学院の統廃合にも言及し出すようになったのである。そして、それにもかかわらず、受験指導を禁止しているのである。そのため、新司法試験の合格率が高い一部の法科大学院は別にして、多くの法科大学院では、文科省に受験指導をしていると受け取られないように注意しながら、新司法試験の合格率を上げようと実質的には(実務家を中心に)受験指導をするようになってきたと思われる。現在の各法科大学院は、この点に存続のかかった大きな苦悩を抱えている。私が見聞きしたところでは、例えば、「答案練習会のお知らせ」という掲示をしたところ、認証評価等で、予備校的な受験指導をしていると問題視されたため、実質は変わらないのに「事例問題研究会のお知らせ」に変えた、というところもある。法科大学院がこのように振り回されているというのは、とてもおかしなことではないだろうか。

なお、法科大学院でも実質的に一部受験指導するようになったからあまり問題はないという意見もあるが、法科大学院が、社会のルールの運用を担う法曹を養成する存在であることからすれば、文科省や認証評価機関等に分からないように本音と建前を使い分けるというのは、決して望ましい状態とは思えない。

5 今後についての提案

文科省や学者教員は、基本科目だけでも、学生を新司法試験合格レベルに3年間で引き上げるのは相当困難なことだということを、認識すべきであると思う。その意味で、今後は、基本科目の時間数を大幅に引き上げる必要があるとともに、学者教員が学術論文を書いていれば当然に教育ができるという認識を改めて、教育方法の研究を奨励し、法曹養成を担当するのにふさわしい教員を早期に多数養成しなければならないと思う。

また、司法試験の十分な勉強をしたことがない学者教員

特集

については、新司法試験の全科目とは言わないまでも、憲法が専門なら公法系、民法が専門なら民事系といったように、自分の専門分野に関係する複数の科目について、新司法試験を受け合格しなければならないことにすべきであるように思う。そうすれば、人生をかけた学生の厳しい立場も理解できるようになり、また受験勉強の重要性を認識するようになるであろう。

法科大学院の現状について、私には、国が大学を締め付け、大学が教員を締め付け、教員が学生を締め付けてい

るように思えてならない。これでは資質のある学生が集まらない悪循環となってしまふ。私は、法科大学院を、(新司法試験に合格させることや人格を磨くことなども含めて)一人前の法曹に育てるという意味で学生を大事にする場に変えるべきであると思う。したがって、現状とは反対に、教員が学生を大事にして、そのような教員を大学が大事にして、そのような大学を国が大事にする、という制度にする必要がある。要は、北風よりは太陽である。そのようにして、初めて展望が開けるのだと思う。